

議員提出議案第10号

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第13条の規定により、上記の議案を提出する。

平成26年9月 日

提出者 吉波伸治

〃 西山洋竜

賛成者 有村京子

〃 山田耕三

生駒市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

生駒市議会の議員の定数を定める条例（平成13年6月生駒市条例第18号）

の一部を次のように改正する。

本則中「24人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。

生駒市議会の議員の定数を定める条例の改正について

新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定により、生駒市議会の議員の定数は、<u>24 人</u>とする。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （生駒市議会の議員の定数を減少する条例の廃止）</p> <p>2 略</p>	<p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 91 条第 1 項の規定により、生駒市議会の議員の定数は、<u>20 人</u>とする。</p> <p><u>附 則</u> <u>（施行期日）</u></p> <p><u>この条例は、平成 27 年 4 月 1 日以後初めてその期日を告示される一般選挙から施行する。</u></p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 略 （生駒市議会の議員の定数を減少する条例の廃止）</p> <p>2 略</p>